

軽自動車の廃車などの手続きは3月31日までに！

軽自動車税は、毎年4月1日現在で軽自動車やバイク、耕運機、トラクターなどを所有している方に課税されます。自動車税(県税)とは異なり月割課税制度がないため、4月2日以降に廃車しても1年間分の税額を納めていただくようになります。

処分や譲渡をした、または使用していない車両がある場合には、必ず3月31日までに手続きを行うようにしましょう。

軽自動車チェック項目

◆その1 廃車や名義変更などの手続きは3月31日までに！

軽自動車を処分または譲渡した場合などは、必ず3月31日までに手続きをしましょう。すでに車両がない場合や使用していない場合でも廃車の届出(ナンバープレートの返却)がされないと、課税が続いたり譲渡しても旧所有者に課税されたりしてしまいます。また死亡された方が所有していた車両は、名義変更や廃車の手続きをしないと亡くなった方の名義で課税され続けてしまいますので、早めの手続きをお願いします。

◆その2 県外へ転出・譲渡された方は税止めの手続きをしましょう！

小野町で課税されている「いわき」ナンバーの軽自動車やバイクなどを所有している方が県外に転出した、または県外で廃車や名義変更などをした場合は**税止めの手続きが必要**です。この手続きをしないと小野町と転出先(譲渡先)などで二重課税になる可能性があります。

税止めの手続きについて詳しくは**軽自動車協会**までお問い合わせください。

◆その3 いわきナンバーの小型特殊自動車は運輸支局で手続き後に役場へ申告を！

「いわき」ナンバーの小型特殊自動車(農耕作業車など)を廃車する場合は、**運輸支局**で手続きを行うようになります。その際には廃車したことがわかる書類を発行してもらい、その書類を税務課までお持ちください。

◆その4 個人売買をしたときは名義変更を確実にいきましょう！

バイクなどを個人で売買・譲渡した場合、名義変更や廃車の手続きを確実に行うようにしましょう。名義変更をしないと車両がなくても旧所有者に課税されてしまいます。特にインターネットを介したやり取りでは後から問題が起きても相手と連絡がとれなくなってしまう可能性があります。売買や譲渡をする前にナンバープレートを返却するなどして、トラブルを未然に防ぎましょう。

※車両を処分しただけでは廃車したことにはなりません。必ず**ナンバープレートを返却**して廃車の手続きを行ってください。**また個人で売買や譲渡をして名義変更などを相手方に依頼した場合は、必要な手続きが済んでいることを必ず確認してください。**

《小野町ナンバーの車両に関する問い合わせ》

☎税務課 ☎72-6932(原動機付自転車、小型特殊自動車など)

《いわきナンバーの車両に関する問い合わせ》

☎軽自動車検査協会福島事務所以わき支所 ☎050-3816-1838(軽自動車)

☎福島県軽自動車協会以わき支所 ☎0246-72-0656(125ccを超え250cc以下のバイク)

☎福島運輸支局いわき自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2016(250ccを超えるバイク、小型特殊自動車)